

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【公表番号】特表2007-525091(P2007-525091A)
 【公表日】平成19年8月30日(2007.8.30)
 【年通号数】公開・登録公報2007-033
 【出願番号】特願2006-517776(P2006-517776)
 【国際特許分類】

H 0 4 J 3/00 (2006.01)

H 0 4 B 1/707 (2006.01)

【F I】

H 0 4 J 3/00 H

H 0 4 J 13/00 D

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年5月11日(2010.5.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

一定の時間に、通信データを送信する目的に送信スロットT S nが使用されないこともある。送信スロットが使用されない理由は、通信データ用にタイム・スロットを必要とする通信セッションにモバイル端末が関与していないことによる。基地局は、固定の署名データをヌル・データ・パケットの形態で全ての未使用のタイム・スロット内に挿入することが可能である。「ヌル・データ」とは、予め規定される署名(signature)パケットを意味し、既に占有されているT D M Aスロットで送信されるデータを含む情報を伝達するペイロード・パケットとは異なる。「ヌル」は、オール・ゼロ(all zero)パケットを意味するものではない。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

図2に示す関連ピークのパターンは、モバイル装置(ハンドセット受信機)がT D M Aシステムのパラメータを決定するのに役立つ情報を表す。この情報を伝達するためにヌル・パケットの中に符号化されるデータの例には、そのパケットが基地局またはモバイル装置によって送られたか否か、パケットが受信されたタイム・スロットの実体(垂直スロット番号、水平スロット番号、スロットが奇数か偶数か)、送信電力レベル、前方誤り訂正(F E C)の強弱、など、が含まれる。図1に示すT D M A構造および図2に示す対応する関連ピーク・データにおいて、8つのオーディオおよび1つのコマンド・データ・スロットは、関連ピークのパターンを少なくとも9つ必要とする。